3　セクシュアル・ハラスメント防止制度の周知

各府省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する取組の一層の徹底を図るため、平成26年７月１日付けで職員福祉局長通知（職職―223）を発出し、セクシュアル・ハラスメント防止を目的とした研修の実施の徹底や受講の促進、職員に信頼され相談しやすい苦情相談体制の整備等を要請した。

第４節　育児休業等制度

1　育児休業等制度の拡充

公務における育児休業制度は、仕事と子育ての両立を可能にする観点から、育児休業法により、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的として設けられている。

平成４年の制度導入以来、少子・高齢化社会の進展等を背景として、育児休業中の経済的支援措置、育児休業及び部分休業（現在の「育児時間」）の対象となる子の年齢の引上げ（１歳未満までを３歳未満までに）などの拡充が逐次行われてきた。平成19年８月には、職員が職務を完全に離れることなく育児の責任が果たせるよう小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために１週間の勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務制度を導入するとともに、育児時間の対象となる子の年齢を３歳未満から小学校就学の始期に達するまで引き上げた。また、最近では、平成23年４月に、一定の要件を満たす非常勤職員についても育児休業等をすることができるようにするなどの改正を行っている。

以上のような制度上の措置に加え、育児休業等両立支援制度の活用を促進するため、制度説明会の開催やハンドブックの作成・配付等を通じ、制度の周知や取得しやすい環境の整備を図ることなど、各府省に対し積極的な取組を要請している。

2　育児休業等の取得状況

一般職の国家公務員を対象とした平成25年度における育児休業等の取得状況についての調査結果は、次のとおりである。

⑴　育児休業

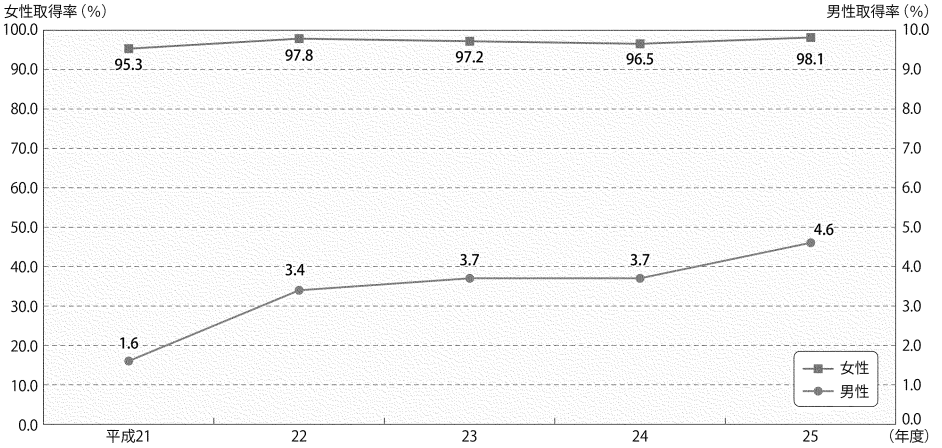
ア　新規取得者数及び取得率

平成25年度に育児休業を新規に取得した常勤職員（以下「新規取得者」という。）は4,222人（男性354人、女性3,868人）で、前年度に比べ、328人（男性68人、女性260人）増加している。

平成25年度の育児休業の取得率は、図５－３のとおりで、女性については98.1％であり、９割を超える高い取得率が続いている。男性の取得率は4.6％であり、前年度に比べ0.9ポイント増加しているものの、依然低い水準にある。

また、平成25年度に育児休業を新規に取得した非常勤職員は339人（男性２人、女性337人）で、前年度に比べ、13人（男性２人、女性11人）減少している。

図5-3　育児休業取得率（常勤職員）

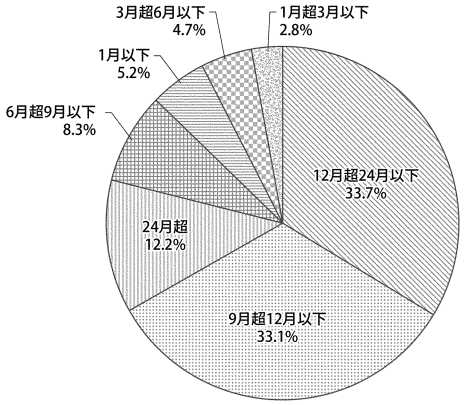


（注）１　「取得率」は、平成25年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数の割合
２　平成25年度中に新たに育児休業が可能となった職員数とは、男性職員は同年度中に子が生まれた職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した職員（平成25年２月３日から平成26年２月２日までに出産した女性職員）をいう。

イ　新規取得者の育児休業期間

新規取得者の育児休業期間の状況は図５－４のとおりで、育児休業期間の平均は13.8月（男性2.8月、女性14.8月）（前年度13.9月）となっている。

図5-4　育児休業期間の状況（常勤職員）



ウ　新規取得者の代替措置

新規取得者の代替措置の状況は図５－５のとおりで、育児休業を取得した職員の89.3％について、その職員の業務を処理するために代替措置が講じられている。